

令和8年3月に短大・専門学校等の卒業予定年月が  
到来するお子様を監護されている児童手当受給者の方へ

令和8年3月に短大・専門学校等の卒業予定年月が到来する  
お子様について、令和8年4月以降も第3子以降の加算の  
カウント対象とするためには

**期限までに手続きが必要です。**

※監護相当・生計費の負担をする場合に限りです

## 期限

**令和8年4月16日（木） 郵送の場合同日必着**

※期限を過ぎて提出された場合、令和8年4月分から第3子以降の加算のカウント対象とはならず、提出の翌月分から対象となります。さかのぼることはありませんので御注意ください。

## 提出物

裏面の「提出物の確認フローチャート」を御確認下さい。

## 提出方法

同封の返信用封筒にて郵送 または  
岩沼市役所3階子ども福祉課窓口へ直接御提出ください。

## 手続きが必要な理由

1. 令和8年3月に短大・専門学校等の卒業予定年月が到来するお子様は、令和8年4月から第3子以降の加算のカウント対象 からはずれ、令和8年4月分から減額となります。

《例1》短大2年生・高校1年生・中学3年生の3人を監護している場合

令和8年3月分まで	短2	高1	中3	合計月額	令和8年4月分	卒業	高2	高1	合計月額
第3子以降の加算カウント	○ (第1子)	○ (第2子)	○ (第3子)	4万円	×	○ (第1子)	○ (第2子)		2万円
支給額	0円	1万円	3万円	4万円	0円	1万円	1万円		2万円

卒業予定年月を経過すると  
カウントの対象から除外

2. 令和8年3月に短大・専門学校等の卒業予定年月が到来するお子様について、令和8年4月以降も監護相当・生計費の負担をしている場合、期限までにお手続きいただくと、令和8年4月以降分の手当において当該お子様が第3子以降の加算のカウント対象となり、第3子以降のお子様についての手当が引き続き月額3万円となります。

《例2》例1の受給者が期限までに上記の手続きをした場合

令和8年4月分	進学就職等	高2	高1	合計月額
第3子以降の加算カウント	○ (第1子)	○ (第2子)	○ (第3子)	4万円
支給額	0円	1万円	3万円	4万円

手続きによりカウント対象として改めて認定

届出・問合せ先

〒989-2480

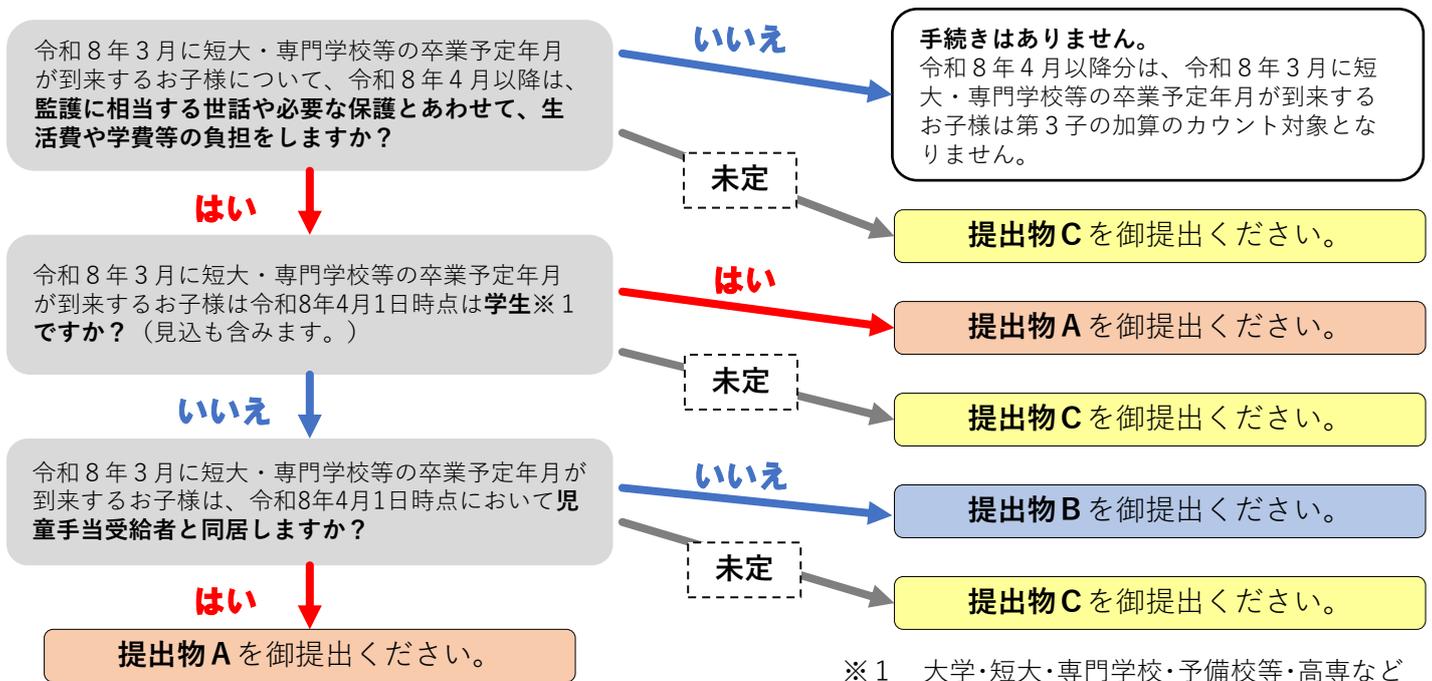
岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市役所 健康福祉部

子ども福祉課 子育て給付係

電話 0223-23-0529

# 提出物の確認フローチャート



## 提出物

### ▼提出物A <同居している、または学生で別居している場合>

- ①額改定請求書（別添記入例を参考に御記入ください。）
- ②監護相当・生計費の負担についての確認書（別添記入例【未定事項なし】を参考に御記入ください。）
- ③受給者の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードの顔写真面）

### ▼提出物B <学生以外で別居している場合>

- ①額改定請求書（別添記入例を参考に御記入ください。）
- ②監護相当・生計費の負担についての確認書（別添記入例【未定事項なし】を参考に御記入ください。）
- ③受給者の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードの顔写真面）
- ④生計費の負担を証明するもの  
【例】子の生計費の負担の状況がわかる書類（送金記録の写しなど）  
子の住所地の物件に係る賃貸契約書の写し（受給者（親）が契約者となっている場合）  
※依頼主（受給者）と振込先等（子）の名前が明記されたものをご準備ください。食料品や生活必需品等の仕送りも認められます。

### ▼提出物C <未定事項あり>

- ①額改定請求書（別添記入例を参考に御記入ください。）
  - ②監護相当・生計費の負担についての確認書（別添記入例【未定事項あり】を参考に御記入ください。）※2
  - ③受給者の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードの顔写真面）
- ※2 記載事項のうち未定であったものが確定した場合は、改めて「監護相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。改めて御提出を頂くまで手続きは保留状態となり、令和8年3月に短大・専門学校等の卒業予定年月が到来するお子様は第3子の加算のカウント対象となりません。

## 注意事項

- 提出物に不備（未記入や添付書類の不足）がないか十分に確認をお願いいたします。不備がある場合は手続きが完了しません。
- 期限までに提出（未定事項ありを含む）がなく、その後**期限を過ぎて提出があった場合は、提出のあった月の翌月分から第3子以降の加算のカウント対象となります。さかのぼることはありませんので御注意ください。**
- 提出頂いた内容（進学や就職等）に変更があった場合は、改めて「監護・相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。